

# 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年十一月七日法律第一一〇号)(衆)

## 一、提案理由(平成一七年一〇月二五日・衆議院本会議)

川崎二郎君

……………(略)……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

まず、秘書給与法改正案は、人事院勧告に基づく政府職員の給与改定の例に準じ、国会議員の秘書の本年度及び来年度以降の給料月額を改定し、本年十二月期及び来年度以降の勤勉手当の支給率を改正しようとするものであり、あわせて、所要の経過措置等を定めるものであります。

……………(略)……………

以上両案は、本日議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

## 二、参議院議院運営委員長報告(平成一七年一〇月二八日)

溝手顕正君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。